

事例報告 期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日

1. 外国人シングルマザーの居住支援の事例（一時的に住まう住居確保ができた事例）

相談者：外国人（40代） 子：中学3年生

転居理由：JKKの住宅に居住していたが、家賃滞納で退去しないといけない。

収入：年収240万円 貯蓄：なし

面談日：令和6年5月

一時的に住まう住居確保日：令和6年7月 都営住宅入居日：9月

緊急連絡人：なし

契機：JKK 強制執行官

【内容】

相談者は、家賃滞納のため強制執行直前の状況にあり、強制執行官の紹介で居住相談窓口につながりました。給料や児童手当があるにもかかわらず、本人への聞き取りでは貯蓄が全くないことが分かりました。

当初、相談者は自分自身でアパートを探し、不動産協力店の物件に申し込んでいました。受験生の子がいるため、学区を変えたくないという理由で、母親は民間アパート契約に固執していました。初期費用は借りて用意するとしていましたが、都営住宅に当選しており、今後の資金繰りを考えると現実的ではありませんでした。

そこで、転居にかかる費用の相談について、くらしごと・サポートセンターを紹介し、連携を図りました。その後、民間アパートへの転居を諦め、都営住宅に転居するまでの間、民間シェルターのアパートに移ることにしました。引越業者は、家電や家具の保管も含め、分割支払いに対応できる業者を紹介しました。

民間シェルターに転居後、関係機関と本人を含め、2回の支援会議に居住相談員が同席しました。民間シェルターのアパートの代金や引越業者への支払いが未納だったため、支援会議で情報共有し、今後の対策について話し合いました。

最終的に立川市内の都営住宅への転居が決まりましたが、この世帯の課題については引き続き見守り等の支援が必要です。

【居住支援のポイント】JKK 強制執行官が速やかに居住相談窓口へつないだこと。

【課題】収入があるが、貯蓄なく初期費用が用意できない外国人、シングルマザーの連携先

【連携した機関】JKK 強制執行官、地域福祉課、社協・相談支援包括化推進員、くらし・しごとサポートセンター、子ども家庭支援センター、女性相談支援員・ひとり親支援（一時的に転居した自治体の職員）、民間シェルター、引越し業者

2. 身体障害者、生活保護受給者の居住支援の事例（住居確保できた事例）

相談者：身体障害者（50代） 妻、子あり 生活保護受給者

転居理由：家賃の滞納で退去しないといけない。

生活保護受給者

面談日：令和6年7月

成約日：令和6年9月 不動産協力店以外の物件

緊急連絡人：なし

契機：生活福祉課担当ケースワーカー

【内容】

相談者は、住居確保給付金の支給が終了し、家賃の支払いをしていなかったため、退去しなければならない状況にありました。居住相談の面談時には、妻に来所することを伝えていませんでした。退去期限が迫る中、相談者の希望条件が多くあることも明らかになりました。

選択肢が少ない中で、不動産協力店の紹介の物件は希望と合わず、相談者がインターネットで探してきた物件で、不動産協力店に対応可能な物件を調査してもらいました。不動産協力店では扱えない物件が多くあったため、不動産協力店が不動産屋への対応方法を相談者にアドバイスし、不動産協力店以外の物件に強制執行前に無事に転居することができました。

【居住支援のポイント】不動産協力店、社協・相談支援包括化推進員と連携したこと

【課題】相談者がご自身の置かれている状況を理解できていないこと。

【連携した機関】不動産協力店、社協・相談支援包括化推進員、くらし・しごとサポートセンター

3. 低額所得者、身体障害者、生活保護申請予定（住居確保できた事例）

相談者：単身者（60代）

転居理由：現在の住まいの家賃が高額のため、転居をしたい。

収入：月額約10万円、貯蓄：なし

面談日：令和6年8月

成約日：令和6年10月

緊急連絡人：あり

契機：地域福祉課

【内容】

相談者は複合的な課題を抱えていたため、地域福祉課が面談を予約し、同席のもとでアセスメントを行いました。事前に本人の希望条件を伺っていたため、不動産協力店から物件情報を収集し、面談時に図面を提示しました。また、面談時に内見の日程を調整しました。内見は地域福祉課が同行支援を行いました。

内見後、相談者は物件の申し込みを行いました。保証会社の審査は通過しましたが、生活保護の決定が出る日程を不動産協力店に伝え、契約を待ってもらうことになりました。

【居住支援のポイント】不動産協力店と連携したこと

【連携した機関】不動産協力店、地域福祉課、生活福祉課

4. ホームレス、単身高齢の居住支援の事例（住居が確保できなかった事例）

相談者：単身高齢者（70代）

転居理由：現在ホームレス中、住まいを探したい。

収入：約11万円、年金あり、貯蓄：なし

面談日：令和6年8月

契機：生活福祉課

緊急連絡人：なし

【内容】

相談者は離婚後、持ち家を出て野宿生活をしていました。仕事はしていたものの、貯蓄がないため初期費用を用意することができませんでした。相談時には、本人名義の持ち家があるため、東京チャレンジネットの支援を受けることができませんでした。

そのため、くらし・しごとサポートセンターや民間の支援機関を紹介し、日々の食料を確保することができました。生活福祉課からは自費による宿泊所の紹介、就労サポートからは寮付き就労の紹介もありましたが、相談者はこれを辞退しました。

居住相談員としては、初期費用が貯まれば住まいを探せることを伝えました。

【課題】就労して収入があっても貯蓄がない（初期費用が用意できない）方の住まい探し

【連携した機関】生活福祉課、くらし・しごとサポートセンター、民間の支援機関

5. 軽度知的障害、居住支援の事例（継続中）

相談者：単身者（20代）

転居理由：親からの自立

収入：約12万円 貯蓄：なし ペット：あり

面談日：令和6年8月

契機：NPO法人

【内容】

相談者が信頼をしているNPO法人の事務所にて、同法人職員の同席のもと面談をしました。ペット可、女性の一人暮らしなのでセキュリティ面で安心な物件を希望されていましたが、収入と見合わず、現実的ではありませんでした

その後、ご自身でインターネット検索をして見つけてきた物件の図面を提示しました。不動産協力店に空き状況や仲介で紹介できるかの有無を調べていただき、内見をしました。

【連携した機関】不動産管理会社、社協・相談支援包括化推進員、地域福祉課、NPO法人